

居宅介護・重度訪問介護重要事項説明書

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 事業者の概要

名 称	なぎさ和楽苑居宅介護・重度訪問介護事業
法人の種別	社会福祉法人
法人の所在地	東京都江戸川区西葛西 8 丁目 1 番 1 号
法人の電話番号	03—3675—1201
代表者氏名	理事長 鈴木信男
法人の理念	思いやりの介護の実践
法人が所有する 営業所の種類・数 (江戸川地区)	・介護保険事業（介護予防・総合事業含む） ①介護老人福祉施設 ②短期入所生活介護 ③通所介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤訪問介護 ⑥訪問看護 ⑦福祉用具貸与 ⑧居宅介護支援（介護予防支援）⑨通所型サービス（緩和型）（いきいきトレーニング） ・江戸川区委託事業 ①地域包括支援センター（熟年相談室） ・診療所 ①博愛ホーム診療所 ・都市型軽費老人ホーム ①JOYなぎさ ・特定相談支援事業 ・障害児相談支援事業 ・障害福祉サービス事業 ① 短期入所 ②在宅心身障害者施設入浴サービス（区委託事業） ③ 居宅介護・重度訪問介護

2. 本事業所の概要

事業所の名称	なぎさ和楽苑訪問介護 居宅介護・重度訪問介護運営規程
事業所の所在地	東京都江戸川区西葛西 8 丁目 1 番 1 号
事業所番号	居宅介護 1312304767 (R7年 4月 1日指定)
事業所が行っている 他障害福祉サービス	重度訪問介護1312304767 (R7年 4月 1日指定)
営業日、営業時間	月曜日から日曜日までとする。ただし年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
サービス提供日、時間	午前8時30分～午後5時30分までとする
サービス提供地域	東葛西1-9丁目、北葛西1-5丁目、船堀1-7丁目、清新町1-2丁目、西葛西1-8丁目、春江町5丁目、一之江町、臨海町1-6丁目 中葛西1-8丁目、西瑞江5丁目、二之江町、堀江町、宇喜田町 南葛西1-7丁目、江戸川5-6丁目
事業の目的及び運営方針	・事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。 ・事業の実施にあたっては、江戸川区、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
自己評価の実施状況	有り（令和6年10月）
第三者評価の実施状況	有り

職員への研修の実施状況	有り
-------------	----

3. 事業所の職員体制 (令和8年4月現在)

職 種	常勤(人)	非常勤 (人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		0. 2	介護福祉士
サービス提供責任者	3	0	0. 5	介護福祉士、実務者研修
ヘルパー	2	1	0. 2	介護福祉士、実務者研修
事務員	0	0	0	

4. 主たる対象者

居宅介護	: 身体障害者 (18 歳未満の者を除く) 知的障害者 (18 歳未満の者を除く) 障害児 (18 歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者) 精神障害者 (18 歳未満の者を除く) 難病等対象者 (18 歳未満の者を除く)
重度訪問介護	: 身体障害者 (18 歳未満の者を除く) 知的障害者 (18 歳未満の者を除く) 精神障害者 (18 歳未満の者を除く) 難病等対象者 (18 歳未満の者を除く)

5. 提供する居宅介護サービス

(1) 居宅介護サービスの内容

①身体介護

食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭 (体を拭く等)、洗髪などを行います。
更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。

②家事援助

調理	利用者の食事の用意・片付けを行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

③通院等介助

通院等介助 (身体介護を伴う)	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動のための介助、通院先等での受診等の手続・移動等の介助 (院内介助を要する場合) を行います。
--------------------	--

- ・ このサービス提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供します。
- ・ サービス提供は、親切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。もし分からないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ・ サービス提供に用いる設備、器具については、サービス提供ごとに消毒したものを用います。
- ・ あなたは、いつでも担当の訪問介護員の変更を申し出ることが出来ます。その場合、訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。
- ・ 訪問介護員は医療行為を行うことが出来ません。
- ・ 各種支払いや年金等の管理、金銭の賃借など金銭を取り扱うことは出来ません。

- ・利用者のための食事、介護を行う業務なので、庭の草刈や他の家族の食事の用意などをすることは出来ません。

(2) ヘルパーの禁止行為

- ①利用者に対する暴力等の虐待行為
- ②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ③利用者の同居家族に対するサービス
- ④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）
- ⑤居宅介護（身体介護、家事援助）における外出や単なる見守りのサービス

6. 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

- ・居宅介護サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（居宅介護サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、居宅介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。
- ・また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。
- ・居宅介護サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数（下記表）に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となります。

月合計給付単位数（①基本サービス単位数＋②加算単位数）×1単位の単価＝サービスに要した総費用

※居宅介護サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、下記表のとおりです。

①基本サービス単位数表 日中時間帯（午前8時30分～午後5時30分までの間）

- ・下記表の利用料（居宅介護サービスに要した費用）は、本事業所の所在地（1級地；特別区）の1単位単価（11.20円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています（1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。）。

身体介護中心型 通院介護（身体介護有）	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	256	2867	287
30分以上1時間未満	404	4525	453
1時間以上1時間30分未満	587	6574	658
1時間30分以上2時間未満	669	7493	750
2時間以上2時間30分未満	754	8445	845
2時間30分以上3時間未満	837	9374	938
3時間以上3時間30分未満	921	10315	1032
3時間30分以上4時間未満	1004	11245	1125
家事援助中心型	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	106	1187	119
30分以上45分未満	153	1714	172
45分以上1時間未満	197	2206	221
1時間以上1時間15分未満	239	2677	268

1 時間 1 5 分以上 1 時間 3 0 分未満	275	3080	308
1 時間 3 0 分以上	311	3483	349
通院等介助（身体介護無）	単位数	利用料	利用者負担額
3 0 分未満	106	1187	119
3 0 分以上 1 時間未満	197	2206	221
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	275	3080	308
1 時間 3 0 分以上	345	3864	387

- ・ 2 人の従業者により居宅介護を行う場合は、2 人の従業者について区市町村が認める場合（①身体的理由②暴力行為等③その他利用者の状況から①、②に準ずると認められる場合のいずれかに該当する場合）で、利用者から同意を得ている場合になります。各ヘルパーの所定単位数で算定します。
- ・ 上記以外で、利用者が希望する場合は、利用者から介護給付費相当の額をいただきます。
- ・ 3 級ヘルパー等が居宅介護サービス提供にあたる際は、所定単位を減じて算定します。身体介護 所定単位の 3 0 % 減 家事援助 所定単位の 1 0 % 減

② 加算単位数

- ・ 下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。
- 夜間早朝加算 夜間（1 8 時～2 2 時）、早朝（6 時～8 時）の場合は、①の単位の 2 5 % 増
- 深夜加算 2 2 時～6 時の場合は、①の単位の 5 0 % 増
- 緊急時対応加算 1 回につき 1 0 0 単位 居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護を利用者の要請を受けて、2 4 時間以内に行った場合に算定します。
- 初回加算 2 0 0 単位／月
新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回の属する月にサービス提供責任者が居宅介護サービスを提供した場合、又は従業者のサービスに同行した場合に算定します。
- かくたん 喀痰吸引等支援体制加算 1 0 0 単位／日
* 特定事業所加算（1）を算定していない事業所において、喀痰吸引等に関する認定特定行為業務従事者である介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に算定します。
- 利用者負担上限額管理加算 1 5 0 単位／月
利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定します。
- 福祉専門職員等連携加算 5 6 4 単位／回
サービス提供責任者が、利用者に関わった障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を共同して実施した上で、居宅介護計画を作成し、作成された居宅介護計画に基づきサービスを提供した場合に算定します。
- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（基本単位＋加算単位）
 - ・ 居宅介護：1000 分の 376 相当単位／月
 - ・ 重度訪問介護：1000 分の 302 相当単位／月
当該事業所では、職員の処遇（賃金等）改善を図っています。
- 事業者は、区市町村から法定代理受領により、居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせいたします。法定代理受領を行わない居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

（2）その他、居宅介護サービスに係る費用について

①交通費

「サービス提供地域」として定める新大橋通り以南における居宅介護サービス利用については、交通費が無料となります。それ以外の地域への居宅介護サービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

②記録等複写サービス

利用者の実費負担となります。

③通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費

利用者の実費負担となります。

(3) その他

- ・利用者のお住まいで居宅介護サービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(4) 支払方法

- ・上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、当月までにお支払いください。支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金又は振込でお願いします。

7. 居宅介護サービスの利用方法

(1) 居宅介護サービスの利用開始

- ① 居宅介護について介護給付費の支給決定を受けた方で、当事業者の居宅介護サービス利用を希望される方は電話等でご連絡ください。当事業者の居宅介護サービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② 居宅介護サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、居宅介護計画の基づき居宅介護サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 居宅介護の提供に当たっては、適切な居宅介護サービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 居宅介護サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し、1週間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なく居宅介護サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者が居宅介護サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や利用者の家族等が事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより直ちに契約を解除し、居宅介護サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を廃止又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、居宅介護サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 居宅介護の介護給付費支給期間が満了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 利用者が死亡した場合

8. 当事業者の居宅介護サービス利用に際し留意していただきたい事項

- (1) なぎさ和楽苑が実施する訪問介護事業の訪問介護員などは、要介護者などの心身の特製を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行います。また事業の実施にあたっては、行政、地域の保健、医療、福祉サービス機関との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更	有	
男性ヘルパーの有無	有	
訪問介護員等への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
倫理規定	有	法人の基本理念である「思いやりの心の実践」を遂行するための行動規範
第三者委員会	有	法人におけるワグズ・パートナー制度
その他	有	

(3) ハラスメント防止に向けた体制

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

利用者やその家族等から受ける著しい迷惑行為を防止するための方針の明確化等の措置を講じる。

(4) 虐待防止にむけた体制

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の人権擁護、虐待発生またはその再発の防止のため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組んでまいります。また措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

虐待防止責任者名	苑長 池田めぐみ
----------	----------

(5) 身体的拘束等の適正化の推進

利用者またはほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

(6) 感染症・災害等に対する体制

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。措置を適切に実施するための専任の担当者を配置いたします。

また、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修・訓練の実施等に取り組んでまいります。

(7) 運営規定の概要、重要事項などの開示について

事業所の運営規定の概要等の重要事項については、事業所内での書面掲示に加え、ホームページ上で閲覧ができるよう掲載いたします。

9. 緊急時の対応方法

居宅介護サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等必要に応じ下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10. この契約に関する相談・苦情の窓口等

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	阪本 彰史（総務課長）
電話番号	03-3675-1201（代表）
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30

当事業所に関するご相談、苦情等はサービス担当者か下記窓口までお申し出ください。

＜サービス相談窓口＞

電話番号：03-3675-1201 担 当 阪本 彰史

＜なぎさ和楽苑 第三者委員会＞

- ・ 長 田 久 雄（委員長） 桜美林大学名誉教授
- ・ 岡 村 郁 子 江戸川区社会福祉協議会 事務局長
- ・ 坪 井 順 子 なぎさ和楽苑家族会OB
- ・ 横 内 博 ボランティア「なぎさグループ」代表
- ・ 小 坂 順 子 江戸川区民生児童委員協議会 葛西第三地区会長

第三者委員へご相談のご希望の場合は、サービス相談担当までお申し出ください。

電話、面談等調整をさせていただきます。

（受付時間 月曜日～土曜日 09:00～17:00 年末年始・祝日除く）

当事業所以外に、区の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	江戸川区 障害者福祉課 事業者支援係
電話番号	03-5662-0712
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 土日曜日・年末年始・祝日を除く

担当部署	江戸川区 介護保険課 事業者調整係
電話番号	03-5662-0032
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 土日曜日・年末年始・祝日を除く

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金曜日 9～17時

1 1. なぎさ和楽苑訪問介護事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 東京栄和会
 代表者・役職 理事長 鈴木 信 男
 所在地 東京都江戸川区西葛西8丁目1番1号
 電話・FAX 番号 TEL 3675-1201 FAX 3675-1203

同一敷地内で行う他の事業

- (1) 介護保険事業（介護予防・総合事業含む）
 - ①介護老人福祉施設 ②短期入所生活介護 ③通所介護 ④認知症対応型通所介護
 - ⑤訪問介護 ⑥訪問看護 ⑦福祉用具貸与 ⑧居宅介護支援（介護予防支援）
 - ⑨ 通所型サービス（緩和型）
- (2) 江戸川区委託事業
 - ①地域包括支援センター（熟年相談室）
- (3) 診療所
 - ①博愛ホーム診療所
- (4) 都市型軽費老人ホーム
 - ①JOYなぎさ
- (5) 特定相談支援事業
- (6) 障害児相談支援事業
- (7) 障害福祉サービス事業
 - ①短期入所
 - ②在宅心身障害者施設入浴サービス（区委託事業）
 - ③居宅介護・重度訪問介護

居宅介護・重度訪問介護サービス提供開始にあたり、重要事項説明書に書かれている内容について説明を受け、同意いたします。

説明者 _____

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____

(代理人) 氏名 _____